
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法について、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）（以下合わせて「第 495 回企業会計基準委員会等」という。）で聞かれた意見を踏まえた ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. これまでの審議の経緯

2. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関し、原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れ、関連する次の論点については別途検討を行うことを提案していた。

(1) 貸付金に関する手数料の取扱い

(2) 償却原価の償却方法

3. 前項(2)に関して、第 495 回企業会計基準委員会等では事務局の分析をお示しし、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることに関して国際的に説明可能な理屈に関するご意見を伺った。
4. 本資料では、第 495 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法に関する事務局の分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局の分析

5. これまでの審議においては、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法について、利息法を採用し定額法を適用するオプションを設けないとすることに関して、実務上の負担を懸念する意見が聞かれていた。
6. ここで、ステップ2では国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すことを目的としており、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける場合には、実務上の負担に関する懸念だけでは理由として十分ではなく、国際的に説明していく理屈が必要になると考えられる。
7. しかし、第495回企業会計基準委員会等でお示ししたとおり、IFRS第9号における貸倒引当金控除前の償却原価とは、契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額であり、償却原価により認識する利息は貨幣の時間価値の巻戻しを意味するものであるため、債権の貸借対照表計上額と債権金額との差額に対して定額法で会計処理することを概念的に正当化することは必ずしも容易でないと考えられる。また、将来の税制を想定して基準開発を行うことは困難であると考えられる。
8. この点に関して、第495回企業会計基準委員会等での審議において、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることを国際的に説明する理屈について議論したが、そこでは定額法を適用するオプションを設けることを強くサポートする理屈は聞かれなかった。
9. 一方、実務上の負担に関する懸念については、本委員会の審議事項(4)-2において審議する手数料の取扱いに関してオプションを設けた場合、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けないことによる実務上の負担に関する懸念は緩和すると考えられる。
10. 上述の国際的に説明していく理屈と実務上の負担に関する分析を踏まえ、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法についてはIFRS第9号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

11. 以上のことから、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法についてはIFRS第9号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用

するオプションは設けないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 11 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上